



インターネットの情報提供	
提供予定日	平成27年2月27日(金)

平成27年2月26日(木) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	桒本佳代	直通058-272-8184 内線2087

平成26年12月分 毎月勤労統計調査結果

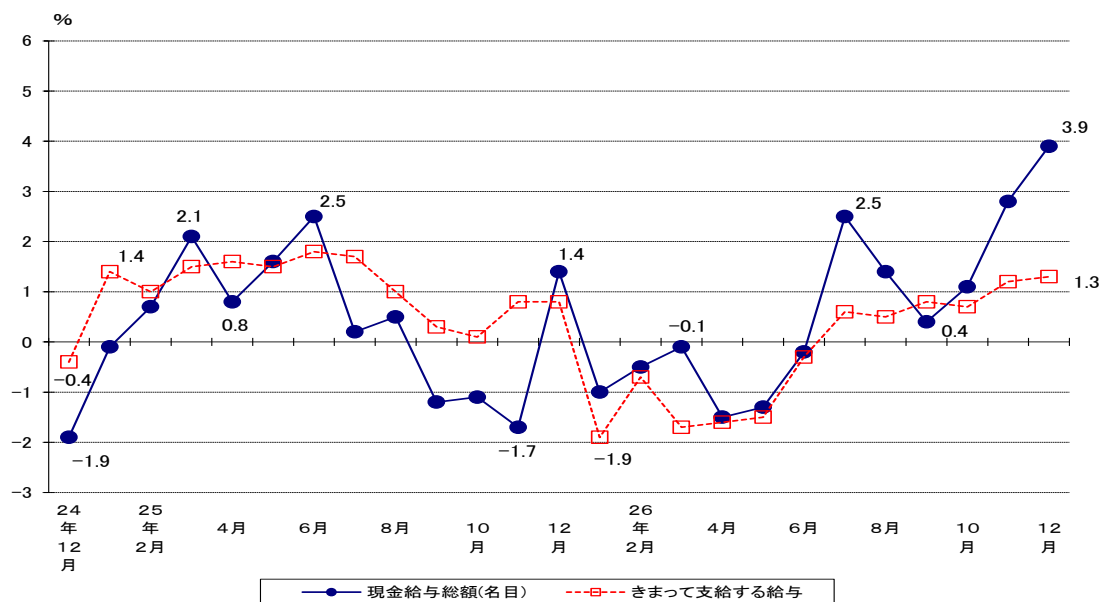
賃金

- ・12月のきまって支給する給与は、規模5人以上で238,723円、前年同月比1.3%増で、6ヶ月連続で前年同月を上回った。(規模30人以上では269,721円、前年同月比3.1%増で、27ヶ月連続で前年同月を上回った。)
- なお、特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で481,204円、前年同月比3.9%増で、6ヶ月連続で前年同月を上回った。(規模30人以上では573,676円、前年同月比4.8%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。)

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与						特別に支払われた給与		
	実数 円	指数	前月比 %	前年同月比 %	実数 円	前月比 %	前年同月比 %	所定内給与		所定外給与		実数 円	前年同月差 円
								実数 円	前年同月比 %	実数 円	前年同月比 %		
【事業所規模5人以上】													
調査産業計	481 204	171.1	93.6	3.9	238 723	0.4	1.3	219 449	1.2	19 274	242 481	15 201	
建設業	717 921	214.9	102.4	43.6	358 497	1.0	12.2	328 531	10.4	29 966	359 424	179 362	
製造業	540 625	173.5	83.6	2.7	267 733	△0.1	1.2	236 164	△0.5	31 569	272 892	10 847	
卸売業、小売業	272 716	126.2	50.8	△21.4	174 341	2.2	△8.1	164 684	△7.0	9 657	98 375	△ 59 119	
医療、福祉	520 283	180.6	107.6	8.6	247 459	△0.1	8.6	235 841	8.7	11 618	272 824	21 710	
【事業所規模30人以上】													
調査産業計	573 676	182.4	102.7	4.8	269 721	0.1	3.1	243 318	2.5	26 403	303 955	18 148	
建設業	590 975	127.9	55.0	△6.5	384 580	0.9	△3.7	335 820	△5.3	48 760	206 395	△ 25 941	
製造業	630 008	183.0	93.2	2.4	288 901	△0.8	1.3	251 246	△0.2	37 655	341 107	11 381	
卸売業、小売業	275 700	129.7	64.6	△4.9	181 357	11.5	3.1	168 237	3.9	13 120	94 343	△ 19 819	
医療、福祉	597 730	180.1	106.1	1.8	284 515	△1.1	6.1	269 768	6.0	14 747	313 215	△ 5 350	

図1 賃金の動き (前年同月比) -規模5人以上・調査産業計-



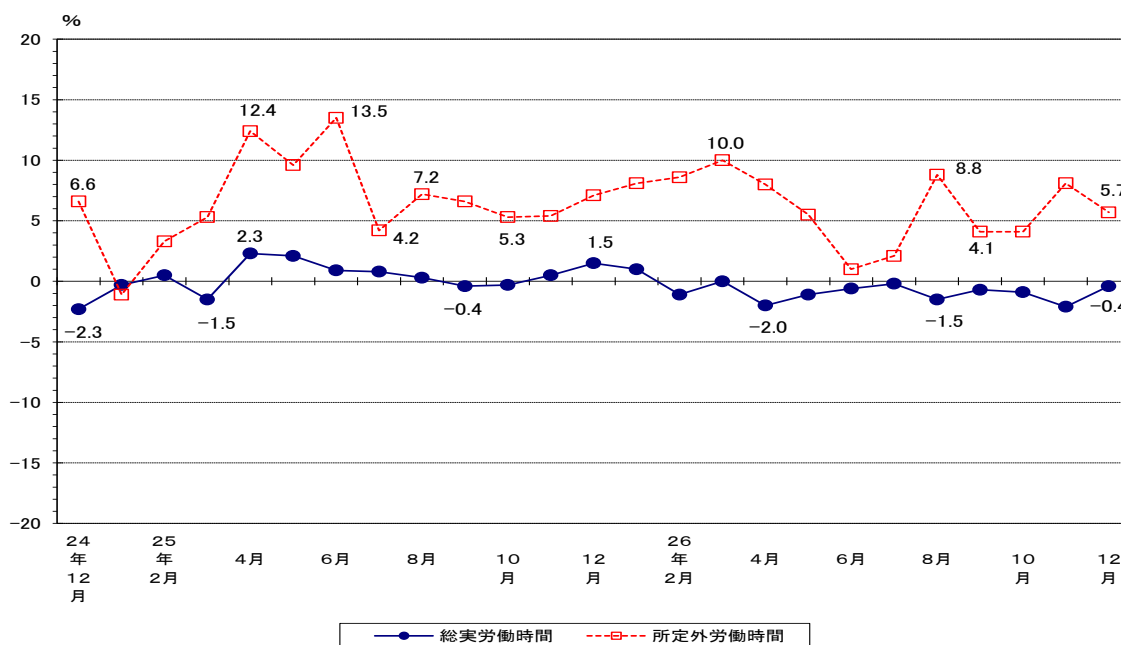
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で146.0時間、前年同月比0.4%減で、9ヶ月連続で前年同月を下回った。
(規模30人以上では150.8時間、前年同月比0.8%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。)
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で11.2時間、前年同月比5.7%増で、23ヶ月連続で前年同月を上回った。
(規模30人以上では13.0時間、前年同月比7.4%増で、6ヶ月連続で前年同月を上回った。)

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間								出 勤 日 数		
	実 数				指 数				所 定 外 労 働 時 間		
	時間	指数	前月比	前年同月比	時間	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差	
【事業所規模5人以上】											
調 査 産 業 計	146.0	98.3	△0.6	△0.4	11.2	5.7	5.7	19.0	△0.3	△0.2	
建 設 業	176.1	101.6	2.0	3.8	11.2	18.0	10.9	22.5	0.3	0.2	
製 造 業	165.5	102.1	△3.4	△1.2	17.2	3.6	15.4	19.7	△0.8	△0.5	
卸 売 業、小 売 業	131.4	97.0	0.3	△4.5	5.9	3.5	△22.4	18.9	△0.4	△0.6	
医 療、福 祉	135.4	98.3	1.1	7.0	5.4	5.8	17.4	18.5	0.2	1.2	
【事業所規模30人以上】											
調 査 産 業 計	150.8	99.0	△2.5	0.8	13.0	3.1	7.4	19.1	△0.6	0.0	
建 設 業	162.1	91.7	0.4	△0.5	9.9	22.3	4.2	22.3	△0.1	0.0	
製 造 業	167.6	100.6	△4.2	△0.7	18.5	3.3	9.4	19.4	△0.9	△0.4	
卸 売 業、小 売 業	134.4	100.7	1.8	0.5	7.9	17.9	△3.7	19.9	△1.2	△0.6	
医 療、福 祉	142.4	100.5	2.3	5.9	5.8	5.5	7.5	18.7	0.7	1.1	

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－



雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で637,248人、前年同月比0.8%減で、21ヶ月連続で前年同月を下回った。
(規模30人以上では341,251人であり、前年同月比0.0%となった。)
- ・パートタイム労働者の比率は、規模5人以上で34.7%となり、前年同月差1.1ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	637 248	97.6	0.2	△ 0.8	34.7	1.1	1.10	1.43
建 設 業	39 335	103.9	△ 0.4	4.1	3.4	△ 2.3	0.30	0.74
製 造 業	174 769	95.4	△ 0.5	△ 1.8	20.4	1.2	0.96	1.01
卸 売 業、小 売 業	100 414	86.3	△ 0.3	△ 2.4	54.1	4.4	1.56	1.92
医 療、福 祉	87 694	114.2	4.7	2.1	34.4	△ 2.6	1.10	1.43
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	341 251	94.9	1.0	0.0	28.8	0.3	0.90	1.03
建 設 業	13 037	126.0	0.0	26.5	1.3	△ 0.2	0.05	0.10
製 造 業	124 499	93.4	△ 0.5	△ 1.6	15.9	0.1	0.91	0.85
卸 売 業、小 売 業	35 507	75.1	△ 0.1	△ 4.6	60.2	△ 1.3	0.92	1.11
医 療、福 祉	54 797	117.0	8.0	3.5	27.1	0.6	1.18	1.49

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－

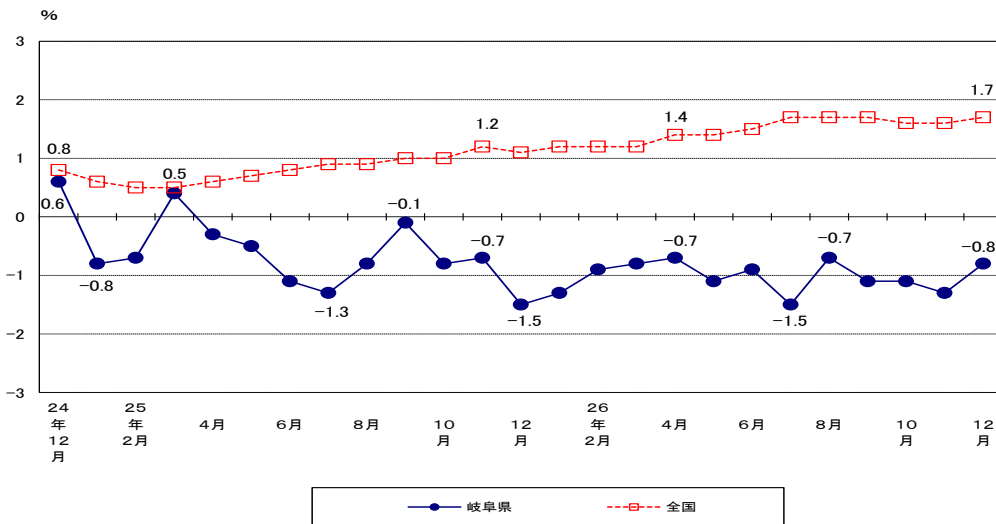
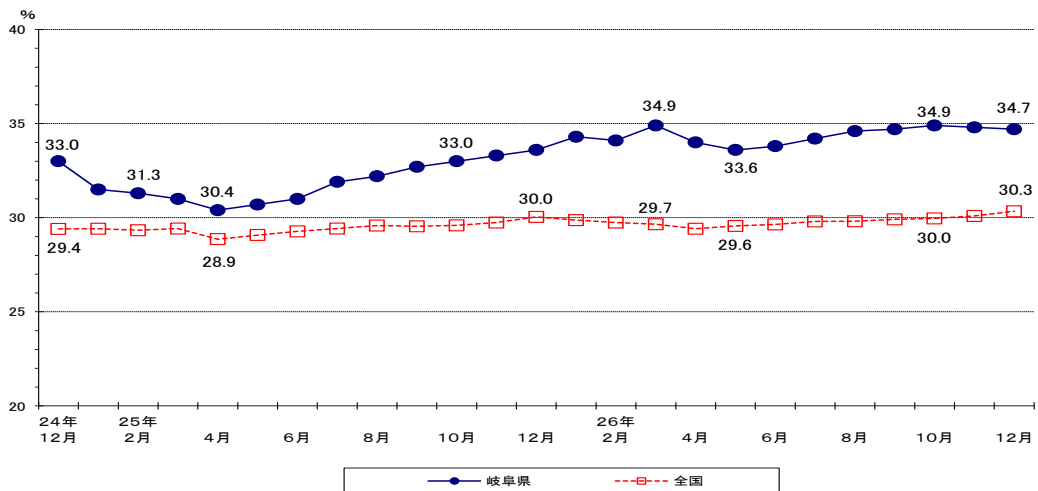


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模5人以上・調査産業計－



【利用上の注意】

- 1 平成 24 年 1 月分調査から、平成 21 年経済センサス基礎調査の結果に基づき調査対象事業所の抽出替えを行った。このため、賃金・労働時間及び雇用指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(指数の基準時更新を行い、平成 22 年=100 としている)
- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 4 現在の指数の基準時は、平成 22 年（2010 年）である。
- 5 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに、又は 1 か月を超える期間を定めて雇われている者
 - ② 日々又は 1 か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前 2 か月間にそれぞれ 18 日以上雇われている者。のいずれかに該当する者をいう。
- 6 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より短い者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 730 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/tokei_joho/index.html